

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年7月16日（金） 第9318号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託（407）（とっとり弥生の王国推進課） 2
	知事指定薬物の指定の失効（408）（医療・保険課） 2
◇ 公 告	鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画（畜産課） 2

告 示

鳥取県告示第407号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、とっとり弥生の王国推進課が刊行する図書の商品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

委託の相手	委託期間
鳥取県立博物館振興会	令和3年6月9日から令和4年3月31日まで
公益財団法人鳥取市文化財団	令和3年6月18日から令和4年3月31日まで

鳥取県告示第408号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
3-知(1)-1	β -Hydroxythiofen tanyl	令和3年6月22日	令和3年6月27日
3-知(1)-2	4F-MDMB-BICA、4F-MD MB-BUTICA	〃	〃

公 告

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項の規定に基づき、令和12年度を目標年度とする鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画を次のとおり作成したので、同条第6項の規定により公表する。

令和3年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部畜産振興局畜産課、東部農林事務所及び各総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。）